四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年1月20日

四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市教委規則第1号

四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

四日市市立小中学校管理規則(平成28年四日市市教委規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章から第5章まで (略)	第1章から第5章まで (略)
第6章 組織(第26条一第34の	第6章 組織(第26条-第34の
3)	<u>2</u>)
第7章から第11章まで (略)	第7章から第11章まで (略)
附則	附則
(常勤職員)	(常勤職員)
第18条 (略)	第18条 (略)
2から6まで (略)	2から6まで (略)
7 事務職員は、 <u>事務をつかさどる。</u>	7 事務職員は、事務に従事する。
(事務長)	(事務長)
第34条 (略)	第34条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 事務長は、校長の監督を受け、事	3 事務長は、校長の監督を受け、 <u>そ</u>
務職員その他の職員が行う事務を総	<u>の他規程に定めるもののほか学校</u>
<u>括する。</u>	の事務を掌理する。
(事務職員をもって充てる職)	(事務職員をもって充てる職)
第34条の2 学校に、調整監、総括	第34条の2 学校に、調整監、総括

主幹、主幹、主査、主任又は主事を 主幹、主幹、主査又は主任を置くこと

置くことができる。

- 2 <u>前項に規定する職</u>は、当該学校の 事務職員をもってこれに充てる。
- 3 <u>第1項に規定する職の職務につい</u> ては、次のとおりとする。

職名_	職務
調整監	共同学校事務室を統
	括する業務を行う。
総括主幹	重要な事務の総括及
	び共同学校事務室長
	に相当する業務を行
	<u>5.</u>
<u>主幹</u>	困難な事務及び共同
	学校事務室長を補佐
	する業務を行う。
主査	経験を必要とする複
	雑な事務及び共同学
	校事務室担当係長に
	相当する業務を行
	<u>5.</u>
主任及び主	定型的及び高度の知
<u>事</u>	識を必要とする業務
	<u>を行う。</u>

(共同学校事務室)

第34条の3 教育委員会は、その指 定する2以上の学校に係る事務を当 該学校の事務職員が共同処理するた めの組織として、当該指定する2以 ができる。

- 2 調整監、総括主幹、主幹、主査又 は主任は、当該学校の事務職員をも ってこれに充てる。
- 3 <u>調整監、総括主幹、主幹、主査及び</u> <u>主任は、校長の監督を受け、特定の事</u> 務を処理する。

上の学校のうちいずれか1の学校 に、共同学校事務室を置く。

- 2 前項の学校及び当該学校の共同学 校事務室がその事務を共同処理する 学校(以下「対象学校」という。)の 指定に関しては、別に定める。
- 3 共同学校事務室の所掌する事務は、次のとおりとする。
 - (1) 四日市市立小中学校の財務に関 する事務
 - (2) 対象学校の教職員給与及び旅費の支給に関する事務
 - (3) 共同学校事務室で行うことが効 果的な処理に資するものとして認 められる事務
- 4 共同学校事務室に室長及び室員を 置く。
 - (1) 室長は、第34条に定める事務長の中から充てる。
 - (2) 室員は、その事務を共同処理す る対象学校の事務職員を充てる。
- 5 共同学校事務室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会学校教育課)